

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

筑後市長 西田 正治

市町村名 (市町村コード)	筑後市 (40211)
地域名 (地域内農業集落名)	古川地区 (桑鶴、溝口町、溝口南、北長田、久恵、鶴田、新溝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 10月 13日 (第 2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでいるが、農事組合法人 清流の里古川や認定農業者等が中心となり、非農家所有の農地や離農者の農地等を借り受けて耕作している。

九州自動車道より東側の八女市との境付近の農地については、一部は農事組合法人 夢が借り受けて耕作しているが、八女市の個人耕作者が多い状況であり、集約化が進んでいない。

また、広域で耕作されている農事組合法人 清流の里古川と認定農業者との農地が分散していることから、効率化のために面的集約を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人においては、米・麦・大豆中心の経営に加え、露地野菜や施設野菜等の生産拡大を進めていき、複合経営の安定化を図る。また、後継者のいない施設園芸農家の将来的な担い手となることも模索していく。

認定農業者等においては、米・麦・大豆のほか、現在作付けしている茶や施設園芸の維持・拡大をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	278.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域のうち農振農用地の区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農する農家や規模縮小の意向のある農家及び個人間での利用権設定をされている農地については、契約の終期を迎え次第、農地中間管理機構を通じて集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地区は、平成3年度から平成14年度にかけて県営ほ場整備事業(筑後東部地区)を実施している。 受益面積:215 ha
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後の担い手不足の解消のため、集落内の青壮年層及び定年退職予定者、施設園芸の新規就農者を、将来的に農事組合法人等、地域の担い手として確保していき、農地の保全、経営の安定に繋げていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に取り組む予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--